

和歌山工業高等専門学校共同研究実施規則

制 定 平成16年4月1日

最近改正 平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）が独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）以外の者と共同して行う研究（以下「共同研究」という。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（以下「本部規則」という。）、その他の法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(共同研究の申込み及び受入れの決定)

第2条 校長は、本校に共同研究の申出があったときは、共同研究申請書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。

2 校長は、前項の申込みを受けたときは、当該学科主任等に対して受入れの可否について諮問することとする。

3 当該学科主任等は、当該学科等の教員の意見を徴して、校長に答申（別紙様式第2号）をするものとする。

4 校長は、前項の答申に基づき、機構以外の者と共同研究を行うことが有益であり、共同研究を行おうとする者が当該共同研究を行うために十分な技術的能力及び経理的基礎を有し、教育研究上有意義で、かつ、本来の教育研究に支障を生じさせるおそれがないと認められる場合に限り、当該共同研究の受入れを決定するものとする。

(共同研究費用)

第3条 共同研究に要する費用は、次に定めるところによるものとする。

一 本校における共同研究の場合

ア 本校は、所有する施設及び設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設及び設備の維持管理に必要な経常経費等を負担する。

イ 共同研究を行う者（以下「共同研究実施者」という。）は、共同研究費用として、共同研究遂行のために特に必要とする謝金、旅費、研究支援費等の人件費、設備費、消耗品費及び光熱水料費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び共同研究遂行のため、直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）並びに受入研究者指導料（以下「研究指導料」という。）を負担する。

二 本校及び共同研究実施者における共同研究の場合

前号に加え、共同研究実施者における研究に要する経費等は、共同研究実施者の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、本校において、必要に応じ、予算の範囲内において直接経費の一部を負担することができる。

3 共同研究を遂行するに当たり、当事者の一方について著しく負担となる費用については、両者で協議して定める。

4 間接経費の取扱いについては、「独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則」によるものとする。

(共同研究費用の納付時期及び方法)

第4条 共同研究実施者は、当該共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）の締結後、遅延なく、当該契約に定める研究費用（以下「研究費用」という。）を納付するものとする。

2 前項の研究費用の納付は、法令等または契約に定めのある場合を除き共同研究の開始前とし、納付の方法は銀行振込によることを原則とする。

3 第1項の規定は、共同研究契約の変更により第1項の研究費用が増加した場合における当該増加額について準用する。

4 機構は、共同研究契約の変更により第1項の研究費用が減少した場合には、当該減少額を共同研究実施者に返還するものとする。

(研究員の派遣)

第5条 本校及び共同研究実施者が、共同研究を実施するに際し、適当と認める場合は、相互に研究員を派遣することができる。

(その他受入れの条件)

第6条 第3条から前条まで及び本部規則の規定によるものの他に、共同研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 第3条第1項第1号のイにより取得した設備等は、本校の所有に属するものとする。

二 第3条第1項第2号により取得した設備等は、共同研究実施者の所有に属するものとする。

三 本校で行う共同研究の遂行上、必要な場合には、共同研究実施者から共同研究に要する経費のほか、その所有に係る設備を受け入れることができる。

四 前項の設備の搬入及び搬出に要する経費は、共同研究実施者の負担とすること。

五 共同研究の遂行上、共同研究実施者の所有する特定の設備を使用することが必要かつ当該設備を本校に搬入することが困難な場合には、研究上必要な限度内で、当該設備が所在する施設において研究を行うことができる。

六 共同研究を完了し、又は中止した場合は、第2号の規定により受け入れた設備を共同研究の完了又は中止の時点の状態に共同研究実施者に返還するものとする。

七 前各号の掲げるもののほか、校長が必要と認める条件。

(受入れ通知)

第7条 校長は、第2条により、共同研究の受入れを決定したときは、共同研究受入通知書（別紙様式第3号）を共同研究実施者に送付するとともに、契約担当役に共同研究受入決定通知書（別紙様式第4号）及び共同研究計画書（別紙様式第5号）をもって、その旨通知するものとする。

(共同研究契約)

第8条 契約担当役は、前条により、受入の通知を受けたときは、共同研究実施者と共同研究契約を締結し、出納命令役に通知するものとする。

2 前項の共同研究契約を締結しようとするときは、共同研究契約書において、次の事項を定めるものとする。

一 共同研究の課題

二 共同研究の内容に関する事項

- 三 共同研究に従事する研究員（補助者を含む。）に関する事項
- 四 共同研究を実施する場所及び方法に関する事項
- 五 共同研究の実施の期間及び解除に関する事項
- 六 共同研究に要する費用の分担に関する事項
- 七 共同研究の結果認定に関する事項
- 八 共同研究の結果が知的財産権の対象となったときのその帰属に関する事項
- 九 共同研究の結果の取扱いに関する事項
- 十 守秘義務に関する事項
- 十一 その他必要な事項

（共同研究の中止又は変更）

第9条 共同研究実施者又は教職員は、共同研究の中止又は変更をしなければならない理由が生じたときは、申請書（別紙様式第6号）により校長の承認を得るものとする。

- 2 校長は、前項の申請を受けたときは、当該学科主任等に対して中止又は変更の可否について諮問することとする。
- 3 当該学科主任等は、当該学科等の教員の意見を徴して、校長に答申（別紙様式第7号）をするものとする。
- 4 校長は、前項の答申に基づき、天災地変その他やむを得ない事由があるため、共同研究の遂行が困難となったときは、共同研究実施者と協議の上、当該共同研究を中止又は変更することができる。
- 5 校長は、前項の決定をしたときは、その旨を契約担当役並びに共同研究実施者又は教職員に対し通知するものとする。

（共同研究の完了）

第10条 教職員及び共同研究実施者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書（別紙様式第8号）を校長に提出するものとする。

- 2 校長は、前項の報告を受けたときは、その旨を契約担当役に通知するものとする。

（研究成果の公表）

第11条 共同研究による研究成果は、公表を原則とするものとする。

- 2 校長は、共同研究による研究成果の公表の時期及び方法について、必要な場合には、共同研究実施者と協議するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 和歌山工業高等専門学校民間等との共同研究取扱規則（昭和60年7月9日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成27年2月4日から施行する。

附 則

この規則は平成31年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第2条関係）

共同研究申請書

和歌山工業高等専門学校長

殿

申請者

住 所

申請機関名

代表者名

(印)

和歌山工業高等専門学校共同研究実施規則を遵守の上、下記のとおり申請いたします。

記

研究題目						
研究の目的						
研究の内容						
研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日					
研究実施場所						
この研究に関連する国内国外における研究状況						
研究組織	区分	氏名	所属機関・職名等	現在の専門	役割分担	
	本校					
	申請機関					
申請機関の主な事業内容						
研究経費 (直接経費)	年度 予算	予 算 総 額		申請機関負担予定額		
		千円		千円		
	2年以上 継続する 共同研究 の 全体計画	区 分	年度	年度	年度	
		予 算 総 額	千円	千円	千円	千円
	申請機関等の 負担予定額	千円	千円	千円		
共同研究に提供する 設備	品目	形式・仕様	数量	使用目的	使用予定時間	設置予定場所

(注) 研究経費の欄については、その積算（別紙）を添付すること。

別紙様式第2号（第2条関係）

年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

（学科等名）

（学科主任等名）

印

共同研究の受入れの可否について

別紙共同研究の申請に関して協議した結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 共同研究実施者

研究題目

研究を実施する場所及び方法

研究期間

年 月 日 ～

年 月 日

研究経費

円（消費税を含む）

教職員及び共同研究員

2. 意見を徴した者

3. 受託研究受入れの可否 可 ・ 否

4. 3に関する参考意見等

別紙様式第3号（第7条関係）

年 月 日

殿

和歌山工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○ 印

共同研究について（回答）

年 月 日付け文書でお申し込みいただきました共同研究について、下記のとおりお受けいたします。

記

1. 研究題目

2. 研究目的及び内容

3. 研究を実施する場所及び方法

4. 研究期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5. 研究経費

円（消費税を含む）

6. 教職員及び共同研究員

7. 研究用資材、器具等の提供

8. その他

別紙様式第4号（第7条関係）

年 月 日

和歌山工業高等専門学校契約担当役
〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 殿

和歌山工業高等専門学校長
〇 〇 〇 〇 印

共同研究受入決定通知書

別紙の共同研究申請書（写）により申込みのあった共同研究（研究題目：〇〇〇〇〇〇〇〇）
を、受入れることとしたので通知します。

別紙様式第5号（第7条関係）

年度共同研究計画書

研究題目						
研究目的及び内容						
研究実施場所及び方法						
研究組織	区分	氏名	所属機関・職員等	役割分担		
	本校					
	共同研究実施者					
共同研究に要する経費	区分		最終的に合意した経費見積			
			本校	共同研究実施者		
			千円	千円		
	直接経費 謝金 旅費交通費 人件費 物件費 その他		()			
	間接経費 技術料 機器損料 その他					
合計						
共同研究に提供する設備	品目	形式・仕様	数量	使用目的	使用予定時間	設置場所

(注) 共同研究に要する経費の欄について、本校の負担に係る直接経費のうち研究費の欄の()内には、別途配分を受ける共同研究経費を内数で記入すること。

別紙様式第6号（第9条関係）

年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

共同研究実施者又は教職員もしくは共同研究員 (印)

共同研究中止（変更）について

1. 研究題目

2. 研究経費

3. 研究期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4. 教職員及び共同研究員

5. その他

上記共同研究について、下記のとおり中止（変更）したいので申請します。

記

（中止又は変更箇所及び具体的理由）

別紙様式第7号（第9条関係）

年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

(学科等名)
(学科主任等名)

印

受託研究の中止(変更)の可否について

別紙申請に関して協議した結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 中止又は変更箇所
2. 意見を徴した者
3. 受託研究等中止(変更)の可否 可 ・ 否
4. 3に関する参考意見等

年 月 日

共同研究完了報告書

和歌山工業高等専門学校長 殿

教職員又は共同研究員（代表者）

所 属

氏 名

印

年 月 日をもって共同研究が完了しましたので報告します。

研 究 題 目	
研 究 の 概 要 実 施 方 法 及 び 経 過 等	
研 究 成 果 の 概 要	
研 究 成 果 の 今 後 の 活 用 等	